

臨時休校の延長期間における生活上の注意事項

清水南高等学校・同中等部

1 生活

- (1) 校則に従うとともに、登校時と同様の規則正しい生活を送る。
- (2) 家庭において過ごすこととし、外出の自粛に努めること。やむを得ず外出する場合は、保護者同伴又は保護者の許可を得て外出する。
- (3) 毎朝、体温測定等健康観察を行う。手洗いやうがい、咳エチケットを励行し、3つの「密」を避ける。睡眠時間と栄養を十分に取り、実施可能な適度な運動を行って、健康維持に努める。
- (4) 新型コロナウイルスに関する情報については、行政機関など信頼できる情報源から把握するとともに、憶測による情報や個人を攻撃する情報を流さない。
- (5) 毎日の生活については、各学年から配布された生活・学習記録表に記入する。
- (6) 生活・学習に関する指示内容をはじめとする必要な連絡事項は、本校のホームページに掲載するので最新情報を把握する。
- (7) 携帯電話の使用については十分に注意し、トラブルに巻き込まれないようにする。
特に SNS 等への個人が特定できるような情報の記載や、安易な動画等の投稿は行わない。

2 学習

- (1) 家庭での自習を基本とし、原則として、本校の日課表に従って学習する。
- (2) 学習内容等については、各学年で配布した課題一覧表を参照する。追加等のある場合は本校のホームページ（及び電子メール）で連絡するので、定期的に閲覧する。ホームページを閲覧できない生徒には、個別の方法により要点を連絡する。
- (3) 休校中に学習した成果（学習内容を記録したノート等）及び、生活・学習記録表は、臨時休校終了後に提出する。
- (4) 家庭に学習に必要な教材がない場合は、速やかにその旨を本校に連絡する。

3 その他

- (1) 以下のような症状がある場合には、「帰国者・接触者相談センター」に相談する。
 - ・ かぜの症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続いている場合。
 - ・ 強いだるさ、息苦しさがある場合。※基礎疾患等を有する生徒は、上記症状が 2 日程度続く場合。
- (2) 本人・家族への感染が確認された場合、もしくは、濃厚接触者と判明し場合は、ただちに本校に連絡する。
- (3) 就職試験・入学試験を受験する場合の行動は、先方の指示に従う。
- (4) 学習状況の把握等の目的で、担任等が家庭を訪問する場合がある。
- (5) 心理的なストレスを抱えている場合は、学校や市町等の相談窓口相談する。
 - ・ 若者こころの悩み相談窓口 ☎0800-200-2326
 - ・ 24 時間子供 SOS ダイアル ☎0120-0-78310